

ご存じですか？

● 高額医療・高額介護合算制度とは
この制度は、医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が、著しく高額になる場合の負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険のそれぞれの月額の上限額を適用した後に、年間（毎年8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、年額の「自己負担限度額」（下表）を超えた場合は、申請によって超えた額が支給されます。ただし、食費や居住費、差額ベッド代については、合算の対象になりません。

● 勧奨通知
度に加入の方で、計算期間内（令和6年（2024年）8月1日～令和7年（2025年）7月31日）に保険者の変更などがなかつた方に、支給対象者の方に申請書などを送付しています。申請書が届いた方は、各庁舎の医療保険窓口へ申請してください。

なお、計算期間内に死亡された方や市町村を超えて転居した方、他の医療保険から国民健康保険に入りません。

高額医療・ 高額介護 合算制度

支給の対象および申請

● 支給の対象
医療保険と介護保険の両制度ともに自己負担額がある世帯で、医療保険ごとに一つの世帯と見なします。住民票で同じ世帯になっていても、加入する医療保険が異なると別世帯として計算されるので、ご注意ください。

申請窓口

令和7年（2025年）7月末日現在に加入する各医療保険の窓口まで申請してください。添付書類として「自己負担額証明書」などが必要な場合があります。申請時に各医療保険窓口にご確認ください。

た方、介護保険住所地特例者の方などには、勧奨通知が送付されていない場合があります。支給条件に該当すると思われる方は、医療保険の窓口へ申請してください。

問い合わせ先

● 民課（吉備庁舎）
医療保険に関する問い合わせ／住民課（吉備庁舎）

● 寿支援課（金屋庁舎）
介護保険に関する問い合わせ／長寿支援課（金屋庁舎）

年齢や世帯の所得に応じて自己負担限度額が決まります

【70歳未満の方】国民健康保険または職場の健康保険加入者

（年額／令和6年（2024年）8月～令和7年（2025年）7月）

所得区分	所得要件	自己負担限度額（年間）
ア	年間所得 901万円超	212万円
イ	年間所得 600万円超 901万円以下	141万円
ウ	年間所得 210万円超 600万円以下	67万円
エ	年間所得 210万円以下	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

※年間所得とは…総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

【70歳以上 75歳未満の方】国民健康保険または職場の健康保険加入者

【75歳以上の方など】後期高齢者医療制度加入者

（年額／令和6年（2024年）8月～令和7年（2025年）7月）

所得区分	所得要件	自己負担限度額（年間）
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般Ⅰ・Ⅱ	「低所得者Ⅰ・Ⅱ」「現役並み所得者」のいずれにも当てはまらない方	56万円
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯（低所得Ⅰ以外の方）	31万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯（世帯全員の所得が0円となる方）	19万円